

平成30年度第1回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	(議題) 議題1 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告)(資料1) 議題2 平成30年度地域包括支援センター事業計画等について(報告)(資料2-1~2-3) 議題3 平成30年度地域密着型サービスの公募について(報告)(資料3) 議題4 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について(報告)(資料4-1~4-2) 議題5 生活支援体制整備事業(地域支え合い推進員)について(報告)(資料5) 議題6 その他
日時	平成30年5月31日(木) 14時~15時30分
場所	茅ヶ崎市勤労市民会館3階 B研修室
出席者氏名	加納 洋子 木村 辰郎 下里 隆史 篠原 徳守 永澤 鐵男 坂井 修一 大崎 逸朗 柏崎 周一 中戸川 正 福岡 祐子 米山 康之 水島 修一 事務局：高齢福祉介護課長 介護保険担当課長 高齢福祉介護課職員
欠席者氏名	寺田 洋 大木 教久
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

(会議の概要)

議題1 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告)(資料1)説明【高齢福祉介護課：三澤担当主査】

事務局 議題1、資第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて説明する。

平成29年度は第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けてご審議いただきましてありがとうございました。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は平成30年3月に策定し、委員の皆様を含めた関係者の方には4月に計画書を郵送等で配布をし、また、市民の皆様には市ホームページに掲載のほか、5月15日号の広報特集号で周知をした。

資料1、第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールの説明の前に、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会について簡単に説明する。

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書の119ページ、(所掌事項)第2条をご覧ください。

この委員会は、茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することを目的として設置されている。

市町村が策定する高齢者施策に関する計画には老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画がある。

茅ヶ崎市では両計画を一体のものとし茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画として策定をする。

介護保険事業計画は介護保険法に3年ごとの見直し規定されているため、この計画も3年を1期とした計画として策定をしている。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画書の3ページ、上段の図2をご覧ください。

図2、黒い太字の矢印は、平成30年3月に策定した現行の第7期計画であり、平成30年度から平成32年度の計画となっている。今年度は、現在進行中の第7期計画の進行管理と第6期計画の事業評価を行っていただく。

また、平成18年度に改正された介護保険法では、地域に密着したサービスの整備、地域包括支援センターにおける包括的ケアマネジメント機能の創設など地域における介護サービスの新たな取り組みが必要となった。

地域包括支援センターや地域密着型サービスについて、事業者、関係団体、被保

険者などから意見を聴取するため、それぞれ地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を市町村が事務局となって設置することとされている。

なお、地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会は、既存の委員会を活用することができることとされている。茅ヶ崎市では平成21年10月より茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会において意見聴取を行っているため、あわせてご審議いただく。

それでは、資料1、平成30年度茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて説明する。

今年度は、表の1行目のとおり本日、5月31日が第1回目の会議、第2回目以降は7月、9月、11月、1月、3月の計6回の会議の予定をしている。

続いて、スケジュールの2行目を説明する。

現在の推進委員会の委員の皆様の任期は平成30年11月10日までとなっているため、平成30年度途中で新任、再任の委員の皆様に委嘱をさせていただく。

市民公募委員の募集は8月を予定している。

また、資料1の3行目に記載のとおり必要に応じて、庁内連絡調整会議を開催し庁内での意見統一を図っていく。

表の4行目以降は、運営審議会の審議事項となる。

表の下段には今年度の議題の予定を記載しているが、変更することもあるため参考にご覧いただきたい。

議題1の説明は以上である。

委員長 議題1について説明があったが、質問、意見等はあるか。

篠原委員 資料1、スケジュール下段の今年度の議題予定、第2回⑤「新たな委託型地域包括支援センターについて」という項目の記載について、昨年度、茅ヶ崎南地区に新たな地域包括支援センターを作ってほしいと市にお願いをしてきた。

当初の計画が、茅ヶ崎南地区としては一日も早く開設したいという思いで、色々なボランティア団体などを昨年度のうちに立ち上げてきた。

地域包括支援センターは4月から公募をしても、来年の10月からでないと立ち上げることができないという説明を聞いてきたが、平成30年4月の段階で公募している等の情報も聞いていない。

茅ヶ崎南地区の地域の方たちが非常に興味を持っているため、どのようなスケジュールや準備が進んでいるのかを説明していただきたい。

スケジュール下段、今年度の議題で第2回⑤と第5回③は茅ヶ崎南地区の地域包括支援センターの立ち上げ案件でよいか。

事務局 今年度の議題、第2回目⑤茅ヶ崎南地区の新たな包括支援センターの設置では、募集要項案やスケジュールを説明させていただく予定である。

第5回③では公募をした結果を報告する準備を進めている。

現段階では報告できないことがない。

現在は庁内で要綱の策定作業を進めているため、しばらくお待ちいただきたい。

委員長 他に質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題 平成30年度地域包括支援センター事業計画等について（報告）（資料2-1～2-3）【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 議題2、地域包括支援センター事業計画等について説明する。

資料2-1～2-3をご覧ください。

資料2-1は今年度の地域包括支援センターの事業計画書の冊子である。各地域包括支援センターはこの事業計画書に基づいて1年間、事業や活動を展開していく。

資料2-2は平成30年度の各地域包括支援センターの委託料の決定金額である。地域包括支援センターの委託料は、高齢者からの相談対応、ケアマネジャーへの支援などの包括的支援事業といわれる事業への委託料である。内容は記載のとおり、人件費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料については統一であるが、光熱水費、駐車場については各地域包括支援センターによって異なる。

また、高齢者人口が基準より多い地域包括支援センターには、人件費に上乗せ加算している。

資料2-3は、今年度の事業計画のタイムスケジュールである。

平成30年4月に平成29年度事業計画に関する自己評価を各地域包括支援センターより提出していただいた。現在、各地域包括支援センターに順次、事業評価のためにヒアリングに訪問している。

その結果をもとに基幹型地域包括支援センターとしての評価を作成し、平成30年7月の高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会で説明し、皆様から御意見をいただく。この御意見を踏まえて9月に高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会で市としての事業評価を報告する。

平成30年7月に御意見をいただくことについて、一部、昨年度からの変更をしたいと考えている。昨年度までは各地域包括支援センターごとに皆様からご意見をいただいていたが、今年度は個々の地域包括支援センターではなく、地域包括支援センター全体に対するご意見、ご感想、あるいは個々の地域包括支援センターに対してのご意見、ご感想を運営協議会としてシートにまとめることとする。

これまで12地域包括支援センターごとの御意見をいただいていたが、全体としての御意見をいただくということに変更させていただきたい。

また、平成30年度の事業評価については、10月ごろに中間ヒアリングを行い、平成31年度に最終評価をする予定である。

平成30年5月に、地域包括支援センターの設置運営についての基準の一部改正がされ、事業評価をすることが義務化された。

また、評価基準の案について国から示される予定になっている。

その結果、全国統一の基準であった場合には平成30年度の事業評価については、一部、変更が必要となる。その際には、皆様からご意見をいただきながら検討していく。委員の皆様には今後ご意見等をいただくなど、ご負担をお掛けすると思うが、よろしくお願ひしたい。

議題2の説明は以上である。

委員長 議題2について説明があったが、質問、意見等はあるか。

副委員長 事業評価ヒアリングについてですが、事業計画書を作成するにあたり、事務評価をされた部分でコメントいただいた事業所の皆さんは、それぞれ確認をされていると思うが、市が評価やチェックを考慮して、事業報告に反映されたものができているのか。

また、事業計画書は他の包括支援センターは参考になると思うが、各地域包括支援センターの皆様がQ&Aを持っているという認識でよいか。

事務局 基幹型地域包括支援センターで評価したことについて、皆様からご意見をいただくことになり、御意見を踏まえて市で評価した。

評価した結果、管理責任者会で各地域包括支援センターごとに各地域包括支援センターのものを返却している。

全体の御意見があったものについては全体評価として、地域包括支援センターの方にお伝えしている。

平成30年度の事業計画については、各地域包括支援センターで資料2-1の冊子を1部ずつお渡ししている。

委員長 昨年度、それぞれの事業評価の中で改善が望まれる点などをコメントした部分があると思うが、この部分について今年度の事業計画に反映されているのか。

前年度と同じものがあるか、書き加えられたことがあるかについて事務局で見ていただいた部分があれば、どこが改善されたのか教えていただきたい。

事務局 地域包括支援センターによって違う。

出てきたものを変えてください、ということはない。

すべて、目を通してヒアリングをしているが、平成29年度の評価をしつつ平成30年度事業計画をたてているため、平成28年度、29年度の評価を踏まえて平成30年度に向けて改善をあげている地域包括支援センターが、かなりある。

前年度、委員の皆様からあげていただいた項目については、公正中立部分や緊急

時の対応等について改善されているところもある。

独自に取り組んでいる事業を平成29年度の評価をしつつ平成30年度に新たなものを付け加えることや、平成29年度に実施して評価のよくなかったものについて、今年度は取り組まない等の工夫をしていることを確認している。

委員長 他に質問、意見等はあるか。

柏崎委員 昨年もお願いしたことだが、スーパービジョン、アウトリーチなどの聞きなれない難しい言葉が書いてある。

今後は、もう少しわかりやすい言葉でお願いしたい。

委員長 他に質問、意見等はあるか。

米山委員 福祉業界は深刻な人手不足が続いているが、地域包括支援センターでも専門職を配置することになっている。

しっかりと資格を持った職員を配置するのは厳しいと思うが、地域の窓口センターとしては短期間に人が変わらないほうがよい。

実際に、地域包括センターによると思うが、人の入れ替わりがどの程度あるのか。また、人の配置の確認ができているのか。

事務局 平成29年度から平成30年度の変化の中で9名ほど地域包括支援センターの職員が入れ変わっている。しかし、切れ目なく配置するということが委託仕様書の中に記載しているので、職員は切れ目なく配置されている。

引き継ぎについても重点的にヒアリングを行っているが、地域包括支援センターによっては、長いところでは2人態勢で引き継ぎ期間を1か月半とっている事業所もある。

人員が確保できない中で、地域包括支援センター内の他の職員に引き継いだものをまた、他の職員が引き継ぎしている地域包括支援センターもある。

引き継ぎの漏れや、引き継ぎが円滑に進み高齢者に影響がないようにバックアップ体制をとっている。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題3 平成30年度地域密着型サービスの公募について（報告）（資料3）

説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】

事務局 議題3、平成30年地域密着型サービスの公募について説明する。

資料3をご覧ください。

1、サービス区分における整備状況は、今年度から平成32年度までの第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間で整備を計画しているサービスと

整備を行う日常生活圏域について記載している。

認知症対応型共同生活介護については、平成31年度に第2生活圏域に1か所、看護小規模多機能型居宅介護は、平成30年度に第3生活圏域に1か所、平成31年度に第2生活圏域に1か所を整備する計画がある。

なお、備考欄の※一番下に記載のとおり、平成30年度の第3生活圏域における看護小規模多機能型居宅介護は平成30年4月1日に開設した「結の家りあん」である。この事業所については昨年度、事前協議等で議題とさせていただいた。

なお、平成31年度の整備目標としている認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護については、両サービスを併設する事業所として現在、運営法人を募集している。募集についてはホームページで周知している。

2、公募の予定について、募集のスケジュールは6月29日で募集を締め切る。応募があった場合には、書類審査とプレゼンテーションの審査を行い、運営する事業者、法人を選定する。

選定後は神奈川県補助金を活用して、平成31年度中に事業者の指定を目指していくスケジュールである。

議題3の説明は以上である。

委員長 議題3について説明があったが、質問、意見等はあるか。

坂井委員 生活圏域について説明していただきたい。

事務局 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画書の111ページに日常生活圏域の記載がある。

市内は第1生活圏域、第2生活圏域、第3生活圏域の3つに分かれている。

今回、募集しているサービスは第2生活圏域であり、簡潔に言うと、東海道線の線路を挟んで南側である。

柏崎委員 認知症対応型共同生活介護は平成31年度に1か所整備とあるが、公募は平成30年度に行うのか。

事務局 公募は今年度に行うが、神奈川県補助金を活用して整備を進めるということで、平成30年度を整備期間にすると、スケジュールがタイトになり無理が生じることになる。

今年度、募集事業者の決定までを行い、平成31年度に補助金の申請をして事業所を整備していくというスケジュールである。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題4 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（報告）（資料4-1～4-2）説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】

事務局 議題4、地域密着型サービス事業者等の指定更新等について説明する。

資料4-1～4-2をご覧ください。

資料4-1は、平成30年5月1日付けで事業所の指定の有効期間の更新をしたものと新規指定をしたものである。

平成30年4月から茅ヶ崎市が指定指導を行うことになった居宅介護支援事業所について、指定期間の更新が2件ある。

社会福祉法人茅徳会が運営している「つるみね介護センター」と有限会社南湖サーボが運営している「有限会社南湖サーボ」の2件である。

裏面、上段は地域密着型通所介護の指定の更新である。

運営法人は、特定非営利活動法人憩い、「デイサービスセンターおかりす」を運営している。

下段は、地域密着型サービス事業所の指定報告である。

前回の推進委員会で意見聴取をした、有限会社谷津倉マッサージ治療院が運営する「U l t r a R e h a（ウルトラリハ）」を地域密着型通所介護として指定したことを報告する。

資料4-2は、総合事業の事業所として指定をした事業所一覧であり3事業所あるがいずれも通所型サービスとなる。

有限会社湘南ひまわりが運営する「湘南ひまわりの詩」、有限会社谷津倉マッサージ治療院が運営する「U l t r a R e h a（ウルトラリハ）」、特定非営利活動法人憩いが運営する「デイサービスセンターおかりす」の3事業所である。

「デイサービスセンターおかりす」はサービスAの指定を受けている。

議題4の説明は以上である。

委員長 議題4について説明があったが、質問、意見等はあるか。

ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題5 生活支援体制整備事業（地域支え合い推進員）について（報告）（資料5）説明【高齢福祉介護課：吉川課長補佐】

事務局 議題5、生活支援体制整備事業（地域支え合い推進員）について説明する。

資料5をご覧ください。

資料5の生活支援体制整備事業は、介護保険法改正により全国の市町村の事業として位置づけられたものである。

高齢者が地域で自分らしく生活を行うために、現行の介護保険のサービスに加え、多様な生活支援、介護予防サービスを充実させていくことを目的としている。

茅ヶ崎市においても、地域の課題として特に高齢者が日常的にどのようなことに困っているのか、そのお困りごとについて把握し、支援することが必要である。

その支援を的確に行うために推進体制を構築し、目指すべき地域の姿を実現していく。

本事業の推進体制は、第1層と第2層の2層構造になっている。

まず、第2層は13地区すべてに地域支え合い推進員を配置した。なお、推進員の配置は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会と委託契約を締結し、現在、地域課題等の把握に努めている。

第1層は、第2層の各地区の推進員の活動により出てきた課題等のうち地域全体で検討すべきものを取り上げる。第1層の構成員は各団体、各機関の代表者にご参画いただく予定である。

第1層協議体では、13地区の各地域の活動情報を共有するとともに、各地域では解決が難しい課題等について、それぞれの団体等の活動で培われた知恵やネットワーク、ノウハウを持ち寄っていただき、全市的な課題の解決に向けて取り組んでいただく。

議題5の説明は以上である。

委員長 議題5について説明があったが、質問、意見等はあるか。

篠原委員 生活支援体制整備事業という形で新たにスタートするが、地域には同じような団体がたくさんあり、法律が変わるたびに1つつ団体を作っていて無責任になるのではないかと感じる。

地域では、同じ顔が集まっていて、また一つ増えるという感覚である。

組織の再編をしながら本腰を入れて取り組むという考えはないか。

事務局 ご指摘のとおり、現行で様々な協議体が構築されているのは事実である。

今回の生活支援体制整備事業についても、介護保険法のなかで特に要支援1・2で色々な助けがあれば日常生活に困らないような方たちに力を注ぎ、なるべく介護を受けずに自分らしく生活できるという形の仕組みであり、茅ヶ崎市が先行して行ってきた既存の事業との整理は大事だと思う。

ご指摘の内容を踏まえ、庁内で議論を進めていきたい。

委員長 地域支え合い推進員の方たちの所属はどこになるのか。

事務局 第2層の地域支え合い推進員は、社会福祉協議会に委託しているため社会福祉協議会の職員となる。

第1層は各団体からご推薦いただく代表者で組織する。地域支え合い推進員は市の職員となっていて、各団体の代表者との協議体となる。

委員長 地域支え合い推進委員がどちらかの家庭を訪問して得た情報は、例えば、

地域包括支援センターに提供するなど、横の連絡体制はどうなっているのか。

事務局 第2層の地区担当の地域支え合い推進員である社会福祉協議会の職員が各地区の様々な会合に参加し情報収集をするため、第2層の地域支え合い推進員に情報を提供していただきたい。

事務局 この事業について、地域支え合い推進員として個別の支援を対象としていない。

皆様が思っている「このようなサービスがあったら暮らしやすい」「このような手伝いがあれば自宅で頑張れる」など、どのようなサービスがあればいいのかを地区ごとの特性を踏まえながら考えて解決していく事業である。

委託をしている先の社会福祉協議会の地区担当者が、社会福祉協議会の活動で様々な地区の方とかかわりを持っていて、個別の方とのお話があると思うが、委託業務としては個別支援とサービスは切り離していただく。

委員長 わかりやすく言えば、ご意見伺いに回り、そのご意見を事業展開に結び付けていこうという考え方でよいか。

事務局 その通りである。

委員長 個別支援のサービスを提供するための仕組みではなく、地域に埋もれているご意見を吸収し、すぐに事業展開できるかわからないが、何らかの形に持っていくという理解でよいか。ご意見伺いと理解してよいか。

事務局 その通りである。

坂井委員 以前より地域支え合い推進員の話は出ているが、現場ではよくわかっていない。

実際に、市の社会福祉協議会の職員はすでに地区社会福祉協議会に配置されているが、さらにもう一つ肩書きをもって活動をするのか。

地域の色々な会合に出るというのが、地域のどのような会合にでるのかピンとこない。

地域の会合くらいでは地域が実際に要求している事案が出るのかどうか。

民生委員・児童委員協議会であれば出るのかもしれないが、地区社会福祉協議会だと細かいところまで出てこないと思う。まちぢから協議会でもどうか。

具体的にどのようなイメージを持てばいいのか、現場が見えていない。

制度は必要だと思うが、もう少し上手い説明をするか、協議をして進めていかないと話だけで終わってしまう。

篠原委員 茅ヶ崎市にはたくさん良い資源があるが、地域の人たちは理解していな

い。地域包括支援センターも、できてから時間が経過しているが何をやるか分かっていない人がいる。

民生委員も訪問して関わらなければいけない人には説明はするが、関係のない一般市民には報告をしていないため、若い人などは全く知らない。

自治会なども具体的に理解できていない部分が多い。

機会があれば発信をしていくことや、今ある資源を市民に伝えることが大事であると思っている。

今後、ひとつずつ資源について、勉強会をまちぢから協議会で始めようと思っている。

この制度は、専属で市の社会福祉協議会の方が付くからよいと思うが、うまく発信をしないと制度が理解されない。

当面で困っている人だけを支えるのならいいと思うが、地域全体で支えていくことが大事である。ぜひ、色々な形で発信の方法を考えていかないといけない。

永澤委員 小出地区には役員会、まちぢから協議会など10の部会などがある。地区の皆様には出来るだけ時間の許す限り会合に参加して、名前を覚えてもらい、まず顔なじみになっていただくことが大事であるということをお伝えしている。

副委員長 地域には色々な会議体がある。社会福祉協議会の地区担当はもともとあり、その地域福祉の全体部分を担っていて、社会福祉協議会はそのコーディネーターというイメージで配置している。

コーディネーター配置事業を市で実施しており、対象は地域福祉全般である。

また、地域支え合い推進員は介護保険法の改正で、作られた会議体である。

地域で必要性がある方の対応は、いろいろな会議の中でこの制度に繋げていける、というようなコーディネートをする役割があるため、社会福祉協議会の職員が行った場合にはどの制度が使えるかをコーディネートする。場合によっては地域支え合い推進員になるし、地域のコーディネーターの立場として活動することもあり、対象によって変わる。

地域包括支援センターは全地区にあり、このような団体も関連していく。

地域支え合い推進員は制度がスタートしたばかりなので、それぞれの地域でどのような会議や団体が活動しているかを把握して、次のステップに進んでいく流れになるのではないかと思う。

委員長 この質疑の中で明らかになってきたが、資料に記載のある推進委員の主な役割を大きく記載していただきたい。

地域支え合い推進員の役割として、地域の社会資源の掘り起こし、地域の課題(ニーズ)の聞き取り調査の実施を行ったうえで、地域の課題にどのように答えていくかを大きく記載したほうが分かりやすい。

地域支え合い推進員という名称に引っぱり張られると、個人の課題を応援してくれるなど高齢者は何かしてくれるということを期待してしまう。

地域の課題をどのように吸収していくかを全面に出して話していただきたい。

篠原委員 地域では個別でケース会議をしていて、個人に対して実施している。

地域では色々な方がいるため、個別ケースごとに自治会の方に入っていていただいで対応している状況である。

事務局 各地区で様々な会議や集まりがあり、そこにお邪魔をさせていただくということでスタートしている。

地区ごとに集まりの形態が違うため、第1層と第2層の推進員でどの地区のどの会議に参加し、何を聞くのかについて、連絡を密に取り合うことにしている。

これについて、第1層協議体でどの地区でどこに参加し、どのような話を聞いたのか等を夏頃には第1層協議体で各地区の報告を予定している。

この報告を受けて、他にこのような会議がある等の情報を第1層協議体にいただければよいと思う。

地区ごとに様々な取り組みをしていて、茅ヶ崎市は盛んであると聞いている。

地域支え合い推進員に会議に参加してほしいというような声を掛けていただけるように周知をしていきたい。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題6 その他

説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐 三澤担当主査】

事務局 わたしの覚え書き～希望のわだち（エンディングノート）について説明する。

平成29年3月に初めて発行した。3月末までの発行部数は、全部で9500冊作成をしている。高齢者の全員に配布しているのではなく、色々な場所で希望の方に配布している。

また、ホームページからダウンロードできるように準備をしている。内容によっては追加資料が必要になる項目もあり、内容を広げたりしてダウンロードできるようにする。

発行して以来、実際にどのように記入するかのご相談があり、書き方講座を実施した。合計20回実施し、のべ378人に参加していただいた。

「ノートの必要性を実感した」「早めを書いておいたほうがよい」「遺言書の必要性が理解できた」などの多くの感想をいただいた。

今回、新しく改訂したためお知らせをさせていただく。

昨年度の第1版は本編2冊、記入例2冊の全4冊となっていたが、記入例は一緒でもよいということで記入例1冊にまとめ全3冊とした。

本編は財産などお金に関する部分もあり、どこにでも置いておくことができない

ため、本編を2冊に分けている。

もう一つの改正点は、書き方講座の感想や検討会などで終末期医療について、もう少し深く知りたい、または深く説明してほしいという御意見があったため、緩和ケアや延命治療内容について整理し充実した。また、緩和ケアや延命治療に関する用語の説明を記入例に加筆し、字体の整理をした。

今年度の予定として、市主催の書き方講座を6回、実施する予定である。

また、広く市民の方に周知するというので、茅ヶ崎市の「学び講座」に登録をし、随時、説明会や書き方講座を開催していく予定である。

説明は以上である。

委員長 実際に昨年版はどのくらいの方が利用されたのか。

事務局 利用部数は正確に把握できないが、発行部数は9500部であり、在庫が少ないので、少なくとも9000部は市民の皆様の手元にあると思う。ホームページからのダウンロードもできるので実数はわからないが、かなりの方の利用数であると思う。

米山委員 実際に利用された方の感想などがあるか。

事務局 事例ということではないが、書き方が分からないという御相談は時々受ける。法的拘束はなく、更新することが重要であると説明している。

今回は、実際に記入してわからないなどの御意見をいただいたの改訂になっている。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

事務局 次回の委員会開催について平成30年7月下旬を予定している。詳しい日程が決まったらお知らせをする。

委員長 ほかに質問、意見等があるか。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ、閉会とする。

委員長署名 大崎 逸朗 _____

委員署名 下里 隆史 _____